

平成 22 年 6 月 30 日
株式会社 日本証券クリアリング機構

OTC デリバティブ清算業務に係る制度要綱等について

昨今の金融危機を契機としてリスク削減に向けた取組みが世界規模で行われており、とりわけ OTC デリバティブ取引については、安全性・透明性の向上が強く求められております。

こうした状況の中、当社は、我が国金融機関において広く取引が行われている金利スワップ取引及び市場規模の拡大が著しい CDS 取引について清算機関として機能の提供を行うべく、株式会社東京証券取引所と共同で、平成 21 年 5 月 22 日に「OTC デリバティブに係る清算業務検討ワーキング・グループ」を設置し、昨年 7 月 21 日の第 1 回ワーキング・グループ以降、10 回にわたり、委員会社及びオブザーバーと検討を進めてまいりました。

今般、当社はワーキング・グループにおける検討を踏まえ、金利スワップ取引及び CDS 取引に係る清算業務について、以下のとおり対応することとしましたので、公表いたします。

1. 金利スワップ取引

- ・ 金利スワップ取引については、英国の LCH. Clearnet Ltd. (以下「LCH」といいます。) が既に清算業務を提供し、海外の主要金融機関の多くが参加している実態を踏まえると、清算業務の提供にあたっては、LCH との間で連携(リンク)を構築することが有用と考えられます。
- ・ 当社は、これまで LCH と連携構築に向けた協議を行っており、早期の清算業務の提供に向け、引き続き精力的に検討を進めてまいります。

2. CDS 取引

- ・ 本年 5 月 19 日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が公布され、平成 24 年 11 月までに、一定の条件を満たす CDS 取引について、国内清算機関の利用が義務付けられる見通しです。
- ・ 当社としては、CDS 取引について可能な限り早期に業務を開始すべく、金利スワップ取引に先行して清算業務を提供することとし(1)、別添のとおり「CDS 取引に係る清算業務に係る制度要綱」を取りまとめ、平成 23 年 4 月から 6 月を目途として清算業務を開始すべく、今後、オペレーション面の詳細等、ワーキング・グループにおいてより具体的な検討を進めていくこととします(2)。
 - (1) 清算業務の開始にあたっては、金融庁長官から業務方法書に係る認可を受ける必要があります。
 - (2) 同要綱については、委員会社等との間での具体的な検討の状況や、金融庁における上記認可に係る審査の過程において、今後変更となる可能性があります。

以上

CDS 取引に係る清算業務に係る制度要綱

項目	内容	備考
1. 清算対象取引	<p>・以下の要件のすべてを満たすクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)取引を清算対象取引とする。</p> <p>International Swaps and Derivatives Association, Inc. (以下「ISDA」という。)が定める基本契約書に準拠した取引であること。</p> <p>株式会社日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」という。)が定める方法により照合された取引であること。</p> <p>JSCCの清算参加者同士の取引であり、かつJSCCを利用することに合意していること。</p> <p>iTraxx Japanを対象とするインデックスCDS取引であること。</p> <p>円建ての取引であること。</p> <p>クレジット・イベント(以下「CE」という。)が3CEであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱対象範囲の拡大については、ニーズ等を踏まえ今後検討する。 ・清算参加者とJSCCの間は、業務方法書に基づくこととなるため、両者においてISDA基本契約の締結は行わない。 ・具体的には、当初はDeriv/SERV(DS Match)で照合され、Trade Information Warehouse(以下「TIW」)に記録された取引であることとする。 ・Deriv/SERV(DS Match)・TIWについては、The Depository Trust & Clearing Corporation(DTCC)の合意が得られることが前提となる(以下、TIWに関する記載について同じ。) ・有価証券等清算取次ぎによるものを含む。 ・インデックスは、iTraxx Japanのメイン・インデックス(iTraxx Japan 50及びiTraxx Japan 80の各年限)の取引とする。 ・リストラクチャリングについては、引渡可能債務の限定条件においてMR、MMRの適用がないもの(=オールド・リストラクチャリング)のみを清算対象取引とする。

項目	内容	備考
<p>2. 清算参加者制度</p> <p>(1) 清算資格</p> <p>(2) 清算資格の取得要件及び維持要件</p>	<p>想定元本が 100 億円以下であること。</p> <p>残存期間が 10 年 3 か月以下であること。</p> <p>営業日として、東京、ニューヨーク又はロンドンの営業日を用いる取引であること。</p> <p>営業日調整として、翌営業日方式又は修正翌営業日方式を用いる取引であること。</p> <p>日数計算式として、Actual/365、Actual/Actual、Actual/365(Fixed)、Actual/360、30/360、360/360、Bond Basis 又は 30E/360 を用いる取引であること。</p> <p>その他、JSCC が定める取扱要件に合致する取引であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存取引についても、要件を満たす場合には清算対象取引とする。 <p>・ CDS に係る清算資格（CDS 清算資格）を新設し、同資格を取得した者を CDS に係る清算参加者（CDS 清算参加者）とする。</p> <p>・ 以下の要件をすべて満たす者は、JSCC の承認を受けて CDS 清算資格を取得することができるものとする。</p> <p>金融商品取引業者又は登録金融機関であること。</p> <p>財務状況について次に掲げる基準を満たし、かつ、安定した収益力が見込まれること。ただし、純財産額（純資産額）基準及び格付基準を満たしている親会社等が保証をしている場合には、清算参加者自身について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 清算業務開始時点における既存取引に係る一取引当たりの想定元本上限金額については別途検討。 両方式は、いずれも ISDA 定義集に定義するものを指す。 各計算式は、いずれも ISDA 定義集に定義するものを指す。 <p>・ 現行の清算資格（現物、有価証券オプション、国債先物等、指数先物等）とは別の清算資格とする。</p> <p>・ 自社清算資格、他社清算資格の区別は設けないこととする。</p> <p>・ 格付けは、(株)格付投資情報センター、(株)日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング</p>

項目	内容	備考																		
	<p>は純財産額（純資産額）基準及び格付基準を適用しないこととする。</p> <p>【金融商品取引業者に係る基準】</p> <table border="1" data-bbox="521 260 1346 461"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純財産額</td> <td>5,000 億円以上</td> </tr> <tr> <td>自己資本規制比率</td> <td>200%超</td> </tr> <tr> <td>格付け</td> <td>A 格相当以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【登録金融機関に係る基準】</p> <table border="1" data-bbox="521 509 1355 805"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純資産額</td> <td>5,000 億円以上</td> </tr> <tr> <td>自己資本比率 (注 1、2)</td> <td>国際基準：8%超 国内基準：4%超</td> </tr> <tr> <td>ソルベンシー・マージン比率（注 3）</td> <td>400%超</td> </tr> <tr> <td>格付け</td> <td>A 格相当以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 保険会社以外の登録金融機関に適用 (注 2) 国際基準は海外に営業拠点を有する金融機関に、国内基準は海外に営業拠点を有しない金融機関に適用 (注 3) 保険会社に適用</p> <p>適切な経営体制及び業務執行体制を有していること。業務執行体制に関しては、破綻した清算参加者のポートフォリオの処理手続に参加できる業務執行体制を有していることを要件の一つとし、それを裏付けるものとして、保有する CDS 取引に係る自社又は自社を含む企業集団のポートフォリオが 5,000 億円以上あること。ただし、自社を含む企業集団単位でポートフォリオの額を算出する場合には、5,000 億円相当に自社を含む企業集団における清算参加者の数を乗じた額とする。</p> <p>上記数値基準については、これまでの「OTC デリバティブに係る清算業務</p>	項目	基準	純財産額	5,000 億円以上	自己資本規制比率	200%超	格付け	A 格相当以上	項目	基準	純資産額	5,000 億円以上	自己資本比率 (注 1、2)	国際基準：8%超 国内基準：4%超	ソルベンシー・マージン比率（注 3）	400%超	格付け	A 格相当以上	<p>ズ・サービスズ、フィッチレーティングスリミテッドのうちいずれかの付与する長期の債務を履行する能力に係る格付とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本規制比率、自己資本比率、ソルベンシー・マージン比率については、JSCC の現行の清算制度と同様。 親会社等による保証は、清算参加者の CDS 清算資格に関する JSCC に対するすべての債務を対象とし、かつ、極度額を設けることはできないこととする。 保証する親会社等に係る純財産額又は純資産額については、左記の純財産額又は純資産額に保証する社数（自社が清算参加者の場合は自社を加える）を乗じた額とする。 <p>・トレーディング機能を有するグループ内の海外取引主体等との間で契約により必要な協力関係を構築することで破綻した清算参加者のポートフォリオ処理手続に参加できる業務執行体制を整えることも認める。</p>
項目	基準																			
純財産額	5,000 億円以上																			
自己資本規制比率	200%超																			
格付け	A 格相当以上																			
項目	基準																			
純資産額	5,000 億円以上																			
自己資本比率 (注 1、2)	国際基準：8%超 国内基準：4%超																			
ソルベンシー・マージン比率（注 3）	400%超																			
格付け	A 格相当以上																			

項目	内容	備考
(3) 清算参加者の義務	<p>検討ワーキング・グループ」の議論に基づいた水準として例示したものであり、具体的な基準については、清算集中の方向性を踏まえ幅広い市場参加者が利用可能となるような水準について、リスク管理の観点から参加者の健全性を損なうことがないものであることを意識しつつ、引き続き検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CDS 清算資格の維持要件は、上記の取得要件と同様とする。ただし、格付けが A 格相当未満になった場合については、格付けに応じて次のとおり取り扱うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (i) A - 格相当：当初証拠金 10% 割増 (ii) B B B + 格相当：同 100% 割増 (iii) B B B 格相当：同 150% 割増 (iv) B B B 格相当未満：清算資格の喪失（喪失まで当初証拠金 150% 割増を適用） ・ 清算参加者は、届出・報告義務等、JSCC の現行の清算参加者と同様の義務を負うものとする。 ・ 清算参加者は、他の清算参加者の破綻時において、破綻した清算参加者のポートフォリオの処理手続（ポートフォリオのリスクの中立化、オークションの実施、オークション不成立時のポジションの引受け等）に参加するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (i) ポートフォリオのリスクの中立化のための取引やポートフォリオのオークションを行うために必要なリソースを JSCC に対し提供すること。 (ii) 破綻した清算参加者のポートフォリオのオークションにおいて入札を行うこと。 (iii) オークションが不成立となった場合には、JSCC が定める価格でポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最も良い格付で判断する。

項目	内容	備考
(4) 清算資格の喪失	<p>フォリオを引き受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、清算資格を喪失しようとする場合には、あらかじめ JSCC の承認を受けるものとする。 資格喪失にあたっては、あらかじめ未決済約定を解消するものとする。 一定期間内に未決済約定を解消できない場合は、他の清算参加者に移管されなかった顧客ポジションを含めオークション（オークションが成立しない場合は強制割当て）により処理するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> JSCC の現行の清算制度と同様。
(5) 清算参加者に対する措置等	<ul style="list-style-type: none"> JSCC は、清算参加者に対して次の措置をとることができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (i)規則違反等による債務引受停止、清算資格取消し (ii)過大なポジションを有する場合の報告、増担保等措置、ポジション改善指示 (iii)担保に関する規制措置（代用有価証券の銘柄集中時等の預託制限等） (iv)清算業務の運営上必要と認める場合における資料の請求、検査等 	<ul style="list-style-type: none"> JSCC の現行の清算制度と同様。 (i)の措置をとった場合には、他の清算参加者への通知又は公表を行う。
3. 債務引受け		
(1) 債務引受けの要件	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要件をすべて満たす場合に、債務引受けを行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 清算対象取引の要件を満たすものであること。 取引日から起算して3日（T+2）以上経過しているもの。 	<ul style="list-style-type: none"> アップフロントの授受は債務引受けの対象外とする。 将来的には債務引受けの早期化を目指し検討を行う。
(2) 債務引受けの成立時点	<ul style="list-style-type: none"> 債務引受けは、TIW から取得した情報に基づき、上記（1）の債務引受けの要件を満たすことを JSCC が確認した時点で行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> JSCC が確認し債務引受けを行うまでの間は、当初の取引当事者同士の取引のステータスとなる。

項目	内容	備考
<p>4．証拠金</p> <p>(1) 当初証拠金 基本的な考え方</p> <p>具体的な計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務引受要件の充足状況の確認処理及び債務引受けは、16 時に行うものとする。 ・ 清算参加者の有するポジションに係るリスク管理のため、清算参加者は、証拠金の預託を行う。 ・ 証拠金所要額は、当初証拠金所要額と変動証拠金所要額の合算値とする。ただし、当該合算値が負の値となった場合には、所要額はゼロとする。 ・ 清算参加者は自己取引に係る証拠金所要額及び各顧客の証拠金所要額を合計した額を預託するものとする。 ・ 清算参加者破綻時に、破綻参加者のポジション処理が完了するまでの間に価格（スプレッド）等が変動することにより想定される損失額を、当初証拠金所要額とする。 ・ このほか、プロテクションの売方について、参照組織にクレジット・イベントが発生した場合のリスクをカバーするため、一定額を加算する（ショート・チャージ）。 ・ 価格変動に伴うリスクについては、当日の CDS のポジションについて、過去の一定期間における日々の価格（スプレッド）等を用いて正味現在価値（以下「NPV」という。）の日々の変動額を算出する。当該変動額について、当該期間の一定水準をカバーする額に、ポジション処理に要する期間を加味した額を当初証拠金所要額とする。 ・ ショート・チャージについては、清算参加者の有するポジションのうち、参 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16 時の時点で債務引受けの要件が確認できなかった取引については翌日分の取扱いとする。 ・ 証拠金の計算及び通知は、JSCC が行うこととする。 ・ 日々の価格は変動証拠金の計算に利用したものとする。 ・ その他、計算に用いるパラメーター（観察期間、カバー率（信頼水準）、ポジション処理に要する期間等）については、OTC 取引の特性を踏まえつつ、シミュレーションを行った上で今後決定する。このうち、NPV の変動額のカバー率については fat-tail を意識した水準とするほか、ポジション処理に要する時間は上場デリバティブ商品より要することを想定して定める。 ・ Eurex においては、売超額の大きい 2 銘柄について、最

項目	内容	備考
<p>(2) 変動証拠金</p> <p>基本的な考え方</p> <p>具体的な計算方法</p> <p>清算値段</p> <p>(3) 証拠金の預託 時限</p>	<p>照組織ごとのポジションが売超となっているもののうち、想定元本ベースでの売超額が上位となっている参照組織に係るポジションについて、当該売超額に、一定の割合（100%から一定の回収率を控除した率）を乗じた額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各清算参加者のポジションについて日々NPV の算出を行い、変動証拠金として証拠金所要額に加味する。 ・NPV の算出は、当社が定める清算値段等を用いて行う。 ・NPV が負の値の場合は、その絶対値を変動証拠金額として証拠金所要額に加算し、正の場合には、当該額をマイナスの変動証拠金として証拠金所要額から減じるものとする。 ・清算参加者は、NPV を算出するための価格（清算値段）の算出の基礎データとして、ポジションを有する銘柄について、日々、気配値を JSCC に報告するものとする。 ・また、申請に基づき JSCC が指定した清算参加者は、JSCC が取り扱う全銘柄について、日々、気配値を JSCC に報告するものとする。 ・JSCC は、清算参加者から提出を受けた気配値を基に、NPV 算出に利用する価格（清算値段）を定める。 <p>・証拠金預託額に不足が生じた場合には、不足が生じた日の翌日の正午までに預託を行うものとする。</p>	<p>大の参照組織に係るものについては100%(回収率0%)、2番目に大きい参照組織に係るものについては60%(回収率40%)を乗じたものをショート・チャージとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の方法等は別途検討。 ・トレーディング機能を有するグループ内の海外取引主体等との間で契約により必要な協力関係を構築することで、気配値の報告を行うことも認める。 ・JSCC が指定した清算参加者については、手数料割引のインセンティブを付与する。 ・気配値の上下の一定数量を除外した上で平均をとる等、異常値を排除し、適正な水準とするための処理を行った上で定める。 <p>・現行の取引証拠金と同じ。</p>

項目	内容	備考
(4) 代用有価証券等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠金については、円に加え、代用有価証券による預託を可能とする。代用有価証券は、国債、米国財務省証券、株券等とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代用有価証券については、価格変動を踏まえた掛け目を設定する。
(5) 証拠金に対する付利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円により預託された証拠金については付利しないこととする。 	
5. 有価証券等清算取次ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者の顧客が行う取引についても JSCC を利用することを可能とするため、有価証券等清算取次ぎを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外ブックを利用した取引も顧客の取引として有価証券等清算取次ぎを利用する。 ・ 有価証券等清算取次ぎは、特段の資格を設けないこととする。
(1) 有価証券等清算取次ぎにかかる処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、有価証券等清算取次ぎを受託しようとする場合には、あらかじめ委託者である顧客と JSCC が定める清算受託契約を締結するものとする。 ・ JSCC は顧客取引について、清算参加者の顧客毎に清算参加者の申請に基づき口座を開設する。 ・ 清算参加者へ有価証券等清算取次ぎを委託しようとする顧客が行った取引は、債務引受け要件をすべて満たす場合に、清算参加者と顧客との間で有価証券等清算取次ぎの委託・受託関係が成立するとともに、有価証券等清算取次ぎにより清算参加者間の取引が成立すると同時に、当該取引を JSCC が債務引受けを行う。同時に、顧客が行った取引は、業務方法書及び清算受託契約に基づき消滅する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算受託契約については JSCC がひな形を定める。 ・ 清算参加者は当該口座に関する情報をあらかじめ届ける。 ・ JSCC に債務が引き受けられなかった場合、当該取引の清算取次ぎは成立せず、当事者間で取り決めのない限り、顧客が行った取引はなお有効な取引として存続することになる。 ・ 清算参加者は有価証券等清算取次ぎを行った取引について JSCC の債権債務に対する相手方となり、決済業務を行うものとする。

項目	内容	備考
(2) 顧客ポジションの区分管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は、清算参加者の取引について、顧客の計算に係る有価証券等清算取次ぎによる取引（以下「顧客取引」という。）と清算参加者の自己の計算による取引（以下「自己取引」という。）に区分してポジションの管理を行うこととする。 	
(3) 顧客取引に係る証拠金の預託及び区分管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客は有価証券等清算取次ぎを委託した清算参加者に証拠金を差し入れるものとする。清算参加者はその全部を顧客の代理人として JSCC に預託するものとする。 ・ 顧客が差し入れる証拠金の額は、当該顧客のネット・ポジションに基づき、JSCC が算出した所要額以上の額とする。 ・ JSCC は、清算参加者の顧客取引に係る証拠金と清算参加者の自己取引に係る証拠金を区分して管理することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場デリバティブ商品と同じ直接預託スキームを構築する。
6. 固定支払い（プレミアム）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利額の計算は次のとおりとする。 $\text{想定元本金額} \times \text{固定金利} \times \text{固定金利の日数計算式}$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の算式による固定金利額の計算は、その CDS 取引に適用されるべき営業日、営業日調整の方法及び日数計算式に基づいて行う。
7. 資金決済方法 (1) 決済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者と JSCC との間の決済代金（固定支払、変動支払など）の授受は、日銀ネットにおける口座振替により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日銀ネットの利用については、日本銀行の同意が得られることが前提となる。
(2) ネットィング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、CDS 取引の日々の決済代金について、ネットィングした金額を JSCC との間で授受する。 	
8. 担保の差入れ及		

項目	内容	備考
び返戻 (1) 現金による担保 (2) 代用有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者と JSCC との間の日本円による証拠金の差入れ及び返戻は、日本において、清算参加者の口座と JSCC が市中銀行に開設した口座との間の口座振替により行う。 ・株券等については、証券保管振替機構における清算参加者の口座と JSCC の口座との間の口座振替により行う。 ・国債については、日本銀行の国債振替決済制度における清算参加者の口座と JSCC の口座との間の口座振替により行う。 ・米国財務省証券については、FED-WIRE を利用して清算参加者の現地保管機関における口座と JSCC の現地保管機関における口座との間の振替により行う。 	
9. 清算基金 (1) 清算基金の目的 (2) 清算基金所要額	<ul style="list-style-type: none"> ・CDS 取引に関し、清算参加者が預託する証拠金でカバーされないリスクを担保するため、清算参加者に対し預託を求めるものとする。 ・清算基金所要額は、 証拠金の支払いが行われない状態で清算参加者が破綻した場合に発生する損失 極端ではあるが現実に起こりうる市場環境下（ストレス状態）において複数の清算参加者が破綻した場合に、当該破綻参加者の預託する証拠金等が不足することで発生する損失 をカバーできる額とする。 ・具体的には、次に掲げる額のうち大きい額（当該額が最低所要額に満たな 	<ul style="list-style-type: none"> ・清算基金の計算及び通知は、JSCC が行うこととする。 ・最低所要額は今後、想定される市場規模等を踏まえて

項目	内容	備考
<p>(3) 代用有価証券</p> <p>(4) 清算基金に対する付利</p> <p>10 . 決済履行保証スキームの枠組み</p>	<p>い場合は最低所要額)とする。</p> <p>証拠金の日々の増加額について、過去一定期間の一定割合をカバーする額の合計額</p> <p>ストレス状態において複数の清算参加者が破綻した場合に想定される損失額を、各清算参加者の有するポジションに係るリスク相当額に応じ按分した額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所要額は、原則として月に一度算出する。 ・ 清算基金については、円に加え、代用有価証券による預託を可能とする。代用有価証券は、国債、米国財務省証券、株券等とする。 ・ JSCC は、清算基金として預託を受けた金銭及び代用有価証券を、清算参加者破綻時の債務の履行に一時的に用いることができるものとする。 ・ 円により預託された清算基金については付利しないこととする。 ・ JSCC の破綻によるシステミック・リスクの発生を回避するため、清算参加者の破綻により JSCC に発生する損失について、次の順位により補填するものとする。 (第1位)破綻清算参加者の証拠金・清算基金 	<p>決定するが、5億円程度を想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の相場デリバティブ商品については、過去3か月の95%をカバーする額としている。 ・ ストレス状態での清算参加者破綻時の損失は、市場が過去に経験した最も変動の激しい期間において、その有するポジションに係るリスク相当額が大きい上位2社が同時に破綻した場合の損失額などが想定される。 ・ 想定される損失額の按分は、各清算参加者の証拠金所要額による方法が考えられる。 ・ 代用有価証券については、価格変動を踏まえた掛け目を設定する。 ・ 清算基金の代用有価証券の差入れ及び返戻方法は、当初証拠金等と同様とする。 ・ 証拠金についても同様とする。

項目	内容	備考
<p>11. 決済不履行時の処理スキーム</p> <p>(1) ポートフォリオの処理手続き</p> <p>(2) 破綻処理に協力する清算参加者</p>	<p>(第2位) JSCC による補填</p> <p>(第3位) 破綻清算参加者以外の清算参加者の清算基金 (CDS 取引に係る清算基金に限る。)</p> <p>(第4位) 清算参加者による相互保証</p> <ul style="list-style-type: none"> JSCC による補填として、JSCC は OTC デリバティブ清算業務に係る利益に相当する額を、OTC デリバティブの清算参加者の破綻により生じる損失の補填に利用するものとする。 清算参加者が破綻した場合、JSCC は以下のとおり破綻清算参加者のポートフォリオを処理するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 破綻処理に協力する清算参加者の招集 破綻清算参加者のポートフォリオのリスクヘッジの実施 破綻清算参加者のポートフォリオのオークションの実施 (オークション不成立時の) ポートフォリオの強制割当て JSCC は、清算参加者が破綻した場合、速やかに破綻処理に協力する清算参加者 (以下「協力参加者」という。) を選任するものとする。 協力参加者は、一定期間ごとに複数社を選任するものとする。ただし、当該協力参加者が破綻した場合に備え、予備の協力参加者を選任しておくものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 破綻清算参加者以外の清算参加者の清算基金は、各清算参加者の清算基金所要額に基づいて按分比例した額 (各清算参加者の清算基金所要額を限度とする。) を補填に充てるものとする。 CDS 取引の清算業務の開始に合わせて JSCC において損失の補填に充てるため、一定額を確保する。具体的には今後見込まれる取扱規模等を踏まえて決定するが、40 億円程度を想定する。 LCH や ICE Trust と同様の枠組みを想定。 協力参加者は、6 か月ごとに選任するものとする。(ICE におけるデフォルト委員会と同様。) CDS 取引についてそれぞれ協力参加者を選任するものとする。

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・協力参加者は、破綻清算参加者のポートフォリオのリスクヘッジやオークションの実施にあたって、必要な人員の提供を行う。派遣された従業員は、助言その他の JSCC が必要と認める行為を行うものとする。 ・協力参加者により派遣された従業員は破綻処理手続きに係る秘密保持義務を負うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する人員は、1社あたり1名とする。
(3) ポートフォリオのリスクヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> ・JSCC は、清算参加者が破綻した場合、速やかに当該清算参加者のポートフォリオの内容を把握し、必要なリスクヘッジを行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力参加者から派遣された従業員の助言等に基づき JSCC が判断して行う。
(4) ポートフォリオのオークションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・JSCC はリスクヘッジしたポートフォリオについてオークションを実施し、落札した清算参加者が当該ポートフォリオ(ヘッジ取引を含む。)を引き受けるものとする。 ・JSCC が予め定めた最低落札価格以上の入札が行われなかった場合、当該オークションは不成立とする。 ・清算参加者は、入札の対象となるポートフォリオの内容等オークションに関する情報を漏らしてはならないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の清算参加者に移管されなかった破綻清算参加者の顧客ポジションも合わせてオークションの対象とする。 ・最低落札価格は協力参加者の協力で設定し、公表しないものとする。
(5) オークション不成立時のポートフォリオの引受け	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションが不成立となったポートフォリオは、JSCC が定める価格により、清算参加者が利用状況等に応じて引き受けるものとする。 	
(6) 顧客ポジションの移管	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻清算参加者の顧客は、自身が保有するポジションを他の清算参加者に移管することができることとする。 ・ポジション移管を希望する顧客は、その旨を他の清算参加者に申し込み、当該清算参加者の承諾を得ることとする。 	

項目	内容	備考
<p>(7) 顧客証拠金の扱い</p> <p>1 2 .変動支払い(クレジット・イベント決済)</p> <p>(1) CE の認定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移管先の清算参加者は、JSCC へ移管のための書面を提出することとする。 ・JSCC が定める期間内に、移管のための書面が提出されなかった顧客に係るポジションは、破綻清算参加者のポジションと合わせてオークション及び強制割当てにより処理することとする。 ・他の清算参加者にポジションが移管された顧客の証拠金については、移管先の清算参加者を代理人として JSCC に預託した証拠金として扱うこととする。 ・ポジションが移管されなかった顧客の証拠金については、当該顧客は JSCC に直接返還請求を行うものとする。 ・クレジット・イベント(CE)決済は、ISDA Credit Derivatives Determinations Committee (以下「DC」という。)による枠組みをベースにした処理を行うこととする。 ・JSCC は、原則として DC における CE 認定に基づき CE の認定を行うものとする。 ・JSCC は、DC が判断を行わなかった場合に備え、JSCC 内部に、広範な清算参加者が参加する形での決定委員会を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き JSCC に預託され、その後の授受は移管先の清算参加者を通じて行うものとする。 ・当該顧客が破綻清算参加者に対して負っている有価証券等清算取次ぎに係る未履行の債務を有する場合は、当該債務額に相当する額を控除して返還することとする。 ・JSCC の業務方法書に基づく処理となるため、各清算参加者による ISDA の各種プロトコルの批准の有無は問わない。 ・CE を認定した場合に、JSCC はその事実と手続きについて清算参加者に通知する。 ・JSCC が DC にオブザーバーとして参加する方向で ISDA と調整する。 ・決定委員会の設置については、CPSS-IOSCO 勧告の見直しの内容を踏まえつつ、ISDA 等関係者とともに検討を行う。 ・JSCC は、清算を行っているインデックス CDS 取引の構成銘柄について CE 認定が行われた場合、CE 認定された参照組織を除いたインデックス CDS 取引及び CE

項目	内容	備考
<p>バンクラプシー、 支払不履行 リスラクチャリ ング</p> <p>(2)CEの決済の方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CEのうち、バンクラプシー又は支払不履行と認定された参照組織を対象とするCDS取引については、一律にCE決済を行うものとする。 ・CEのうち、リスラクチャリングと認定された参照組織を対象とするCDS取引については、CE決済を希望する清算参加者は、JSCCの定める期間内にJSCCに対してCE通知を行うものとする。 ・JSCCは、リスラクチャリングに係るCE通知を受領した場合には、当該通知に係る取引の原取引の相手方にCE通知を行う。 ・JSCCは、リスラクチャリングに係るCE通知をJSCCに行った清算参加者及びJSCCがCE通知を行った清算参加者との間で、CE決済を行う。 ・原則として、DCの決定に基づき開催されるオークションによる価格を最終 	<p>認定された参照組織に関するシングルネームCDS取引（以下「シングルネームCDS取引（インデックス分離分）」という。）のいずれについても引き続き清算対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JSCC及び清算参加者はCE通知の送付は行わない。 ・顧客取引に係るクレジット・イベント通知は、顧客の意向に基づき、清算参加者がJSCCに対して手続きを行うものとする。 ・CE通知が行われないCDS取引は、CE決済が行われないポジションとして債務引受けを継続することとなる。 ・清算参加者がCE通知を行うにあたっては、原取引単位で行う（原取引の一部のCE通知は認めない）こととする。 ・JSCCの清算対象取引は、リスラクチャリングにおける引渡可能債務の限定条件においてMR、MMRの適用がないもの（＝オールド・リスラクチャリング）のみとする。 ・顧客取引に係るクレジット・イベントの決済について

項目	内容	備考
法	<p>価格として利用し、現金決済を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CE 決済は、DC の定めるオークション決済条件により定められた日（オークション決済条件において定めがない場合には、オークションにより最終価格が決定した日から起算して 6 日目の日）に行うものとする。 ・ CE 決済に係る現金の授受（変動支払い）は、決済代金として日銀ネットによる口座振替により行う。 ・ 上記オークションが不成立となった場合又は DC がオークションを開催しない旨決定をした場合には、JSCC の定めるところにより、別紙 1 のとおり現物決済を行うものとする。 	<p>は、JSCC と清算参加者との間の決済は清算参加者が行い、顧客は清算参加者との間で同内容の決済を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISDA が実施するオークション価格の利用については、ISDA の合意が得られることが前提となる。 ・ JSCC が債務引受けを行った取引であっても、清算参加者が ISDA におけるオークションへ参加することは妨げないこととする。これにより、現物決済を希望する清算参加者は、当該オークションに参加することで、当該オークションでの手続きに沿った現物決済を行うことが可能となる。
(3)CE 発生時の証拠金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ CE 認定時において、シングルネーム CDS 取引（インデックス分離分）の売方については、売りポジションに係る想定元本額に一定の比率を乗じた額を CE 認定銘柄に係る証拠金として加算するものとする。 ・ リストラクチャリングが認定されたものの、CE 通知が行われなかったシングルネーム CDS 取引（インデックス分離分）に関する売方の証拠金につい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の比率については、想定される回収率等を踏まえ、今後決定する。 ・ 買方の証拠金の取扱いについては、今後検討のうえ決定する。

項目	内容	備考
(4)CE 発生時の固定金利の取扱い	<p>ても、上記と同様の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CE 発生時の固定金利の計算については、直前の計算期間最終日から CE 発生日までを両端入れて計算した額とする。 ・固定金利の支払は、CE 決済を行う日に行うものとする。 	
13. ノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ノベーションを行おうとする清算参加者は、JSCC に対し、その旨、申告を行うものとする。 ・ノベーションが成立した場合には、当該ポジションについて、当事者間で合意した価格（現在価値）で JSCC を相手方としたまま譲渡側から譲受側に引き継がれるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノベーションは、譲渡側、譲受側及び原取引の相手方の合意を必要とする。 ・顧客取引に係るノベーションにおける同意等は、顧客の意向に基づき清算参加者が JSCC に対して手続きを行うものとする。
14. アーリー・ターミネーション（期限前終了）	<ul style="list-style-type: none"> ・アーリー・ターミネーションを行おうとする清算参加者は、JSCC に対しその旨申告を行うものとする。 ・アーリー・ターミネーションが成立した場合には、当事者間で合意した価格（現在価値）で清算し、期限前終了手数料として金銭の授受を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アーリー・ターミネーションは、原取引の相手方（当該相手方がノベーションを行った場合は、ノベーションにより当事者となった者）の同意を必要とする。 ・顧客取引に係るアーリー・ターミネーションにおける同意等は、顧客の意向に基づき清算参加者が JSCC に対して手続きを行うものとする。

現物決済のスキーム

項目	内容	備考
<p>1. 基本的な考え方及びスキーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISDA のオークションが不成立となった場合（オークションがキャンセルされた場合）又は DC がオークションを開催しない旨を決定した場合等、ISDA のオークションにおける最終価格を利用することができない場合には、次の方法により、現物決済を行うものとする。 ネットベースのポジションがプロテクションの買方である参加者は、JSCC に対して、買超のポジションに係る現物決済通知を行う。 JSCC は、買方からの現物決済通知について、現物決済の相手方を、ネットベースのポジションがプロテクションの売方である参加者に割り当てる。 JSCC が割り当てを行った後、引渡債務の授受は、買方・売方の参加者同士で行う。 JSCC は、あらかじめ決済代金として想定元本相当額を売方から受領し、買方・売方の参加者から引渡債務の授受が完了した旨の通知を受領したことをもって、買方に支払いを行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期日内に価格が成立しない場合、ISDA のオークションはキャンセルとなる。 ・ 現物決済通知は、オークションがキャンセルされた日又は DC によるオークションを開催しない旨の決定が公表された日から 30 日以内に行うこととする。 ・ 30 日以内に現物決済通知を行わない場合には、CDS は失効する。 ・ JSCC は現物決済について決済の履行を保証する。 ・ 買方・売方の参加者は、引渡債務の授受が完了した場合には、JSCC にその旨を通知するものとする。 ・ 買方・売方の参加者において、引渡債務の適否又は引渡債務の引渡しの手続き等について争いが生じた場合には、JSCC の決定に従うものとする。

項目	内容	備考
2. 買方から引渡債務の引渡しが行われな ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現物決済通知から 30 営業日後の日（現物決済日）までに引渡債務の引渡しが行われない場合には、現物決済通知に記載された引渡債務の種類に応じて、次の方法により引渡しを行うことができるものとする。 <p>現物決済通知に記載された引渡債務が債券の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売方が債券の買入れ（バイ・イン）を行う（売方のオプション）。 <ul style="list-style-type: none"> ・買方は、バイ・イン期間は引渡可能債務の引渡しを行うことができないが、バイ・イン期間が終了した場合には、5 営業日の間、再び引渡可能債務の引渡しが可能となる。 ・以上の手続きが交互に行われる。 <p>現物決済通知に記載された引渡債務がローンの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現物決済日の 5 営業日後の日（代替手続開始日）以降、所定の手続を経て、代替の債券又はローンの引渡しを行う（買方のオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・買方・売方の参加者は、引渡債務の引渡しが完了した場合には、JSCC にその旨を通知するものとする。 ・上記通知があった場合には、前記 1. の処理を行う。 ・現物決済日から 60 営業日以内に引渡債務の引渡しが行われな ない場合には、CDS は失効する。 ・買方が引渡債務を引き渡す前に破綻した場合には、参加者破綻時のポートフォリオの処理手続きの中で当該ポジションについても処理することとなるが、当該手続きに要する時間との関係で CDS が失効するような場合には、JSCC が定める価格により現金決済を行うことを可能とする。 ・売方は、バイ・イン期間（現物決済日の 5 営業日後の日以降であって売方が指定する日から 5 営業日の間）の初日の 2 営業日前の日までに、買方にバイ・インを通知する。 ・買方が JSCC から受領する決済代金は、想定元本相当額から債券の買入価格と手数料等を控除した額となる。

項目	内容	備考
	<p>クション)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替手続開始日から起算して 15 営業日経過後になお引渡し未了分がある場合には、売方は、債務の保有者を指定し、買方にその者から債務を取得して引渡すことを要求できる(売方のオプション)。 	

以上

CDS 取引に係る手数料の料率

項目	料率	備考
清算手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務引受けを行ったインデックス CDS 取引 1 件ごとに、想定元本 1 億円あたり 800 円とする。ただし、清算参加者 1 社あたりの上限を月額 4,000 万円、下限を月額 10 万円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外清算機関の手数料率を参考に日本の CDS の市場規模を勘案して設定した。 ・ すべての清算対象銘柄の気配値を報告する清算参加者については、想定元本 1 億円あたり 700 円の割引料率を適用することとする。 ・ JSCC の清算業務開始前に約定した取引を債務引受けする場合（バックローディング）の清算手数料は、想定元本 1 億円あたり 400 円とする。
その他の手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算資格取得手数料 CDS 清算資格の取得にあたり 100 万円とする。 ・ ノベーション手数料 ノベーション 1 件あたり 500 円とする。 ・ アーリー・ターミネーション手数料 アーリー・ターミネーション 1 件あたり 500 円とする。 ・ クレジット・イベント決済手数料 クレジット・イベント決済の対象となる取引 1 件ごとに 500 円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CDS 取引の清算業務開始から 6 か月を経過するときまでに清算資格を取得する場合には清算資格取得手数料を課さないこととする。

手数料については、今後の市場動向等を踏まえ、清算業務の開始までに調整を行うことがある。